

一九二〇年代の農業倉庫について

——秋田県由利郡の事例を中心に——

大 鎌 邦 雄

- 一 はじめに
- 二 産米改良運動の展開
- 三 農業倉庫の普及過程
- 四 農業倉庫の業務と入庫米の性格
- 五 米穀流通と農業倉庫
- 六 おわりに

一 はじめに

ここ数年来戦前期の産業組合研究は非常な発展を示しており、一種の「ブーム」とも言えるような状態を呈している。しかしその論議の焦点は、昭和恐慌下の農村漁村経済更生運動や産業組合拡充五カ年計画をファシズムによる農民掌握の政策ととらえるという点にあるためか、もっぱら産業組合の組織的側面から論議がなされ、産業組合本来の経済的機能の分析がややおろそかになっていると思われるのである。⁽¹⁾

ところで産業組合や農会という戦前期の農業団体に対する研究は、日本資本主義のかかえこまざるをえなかった農業問題との関連で行われるべきであろう。特に小農民を分解させることなく広範に残存させたまま資本主義化し、しかも早熟的に金融資本化への道を歩まなければならなかった日本資本主義にとって、農会や産業組合という農業

第1表 米価および米価率の変化

年次	米 価	米 価 率
	円	
大 正 2 年	21.33	1.386
3	16.13	1.159
4	13.08	0.885
5	13.76	0.752
6	20.34	0.837
7	32.75	1.024
8	45.99	1.255
9	44.63	1.142
10	30.79	0.937
11	35.14	1.177
12	32.76	1.038
13	38.58	1.172
14	41.61	1.317
15	37.86	1.344
昭 和 2	35.26	1.345
3	31.03	1.179
4	29.07	1.102
5	25.60	1.226

注・米価は、深川正米市場1石当たり価格。

出所：加用信文監修『改訂日本農業基礎統計』，546頁。米価率は，日本学術振興会『米価の長期変動』，18～20頁。

団体は、単に商品経済関係だけでは律し切れない資本主義と小農民との間を、彼らを組織することによって関係づけたという意味で、重要である。

私はかつて秋田県を事例としながら大正期の農会と産業組合⁽²⁾についての草稿を書いた。そこ

で明らかにした事の一つは、一九一〇年代後半に農会の事業方針が大きく転換したことであった。それまでの増産技術の普及と勤儉貯蓄の奨励から「経済的」事業、特に販売事業の取り組みに重点を置いたのである。またその時期は、農会が事実上組織母体となって普及を図った産業組合が県内全体に設立された時期でもあったのである。秋田県において農会や産業組合の販売事業の取扱品目は、米が中心であった。

ところで米穀市場は、第一次大戦後の好景気を境にして大きな転換を示す。第1表によると米価は大正七年以降ほぼ二倍の水準に、米価指数を物価指数で割った米価率も大正一〇年を除いて一を超え、大正一四年から昭和二年までは一・三を超えている。このことは米の需給基調が供給不足であったことを示すものである。

この需給基調の転換をまねいた原因は、第一次大戦ブームとそれを契機とした本格的金融資本の確立にともなう、労働者の就業構造の転換と、人口の大都市への集中であった。農業就業人口は一九一一～一五年平均と二一～二五

年平均とを比べると一四%減少し、非農林業就業人口は四〇%もの増加を示している⁽³⁾。非農林業就業人口の激増は都市人口の増大をもたらすが、大正後期には特に大都市への人口集中が激しい⁽⁴⁾。この都市人口を増加させたものと同じ原因が、労働者の実質賃銀を上昇させている⁽⁵⁾。こうした大都市人口の増大と実質賃銀の上昇は、食糧需要を質量両面にわたって高度化させ、人口移動に伴って地域的にも需給関係の再編をせまるものであった。それ故に、それに対応した需給構造の再編を円滑に行うことが、日本資本主義と農業に課せられた課題の一つであった。またそれが大正後期の米穀問題Ⅱ「食糧問題」の焦点の一つであった。

大正後期の米穀市場は、東京と大阪をそれぞれ中心とする東西両ブロックに分かれる時期であった⁽⁶⁾。東京市場で

第2表 東京市場内地米廻着高

年次	廻着高合計 千俵	うち 船積米 千俵	うち 鉄道便 千俵	鉄道便のうち 地廻米 %	東海道米 %	北陸米 %	三陸米 %	西羽米 %	関西米 %	九州米 %
大正2年	4,496	1,561	2,935	42.5	6.2	24.5	5.3	11.9	1.1	8.5
4	6,895	1,780	5,115	44.4	12.1	12.0	10.5	20.0	0.6	0.4
6	6,138	608	5,530	33.6	2.6	15.1	15.2	29.0	1.0	3.1
8	6,591	4	6,587	29.9	2.7	18.0	12.8	24.0	2.4	10.2
10	8,732	170	8,562	36.6	0.5	11.0	15.4	31.0	0.3	5.1
13	6,491	-	6,491	21.2	0.4	16.7	20.6	36.7	0.4	4.0
14	7,741	-	7,741	20.3	0.3	18.3	21.5	36.7	0.2	2.7
昭和2	8,113	36	8,077	23.3	0.1	12.4	25.7	35.0	0.4	3.1
4	8,571	-	8,571	23.4	2.4	17.0	24.8	30.9	0.3	1.2

出所：東京廻米問屋組合『東京廻米問屋組合梁川正米市場五十年史』（昭和12年），276～277頁および282～283頁による。

第3表 秋田県米移出量、および主要県別割合、玄白割合

年次	生産量 (A)	移出量 (B)	$\frac{B}{A} \times 100$	うち 東 京	北 海 道	青 森
	千俵	千俵	%	%	%	%
大 正 4 年	4,140	1,038 (50.6)	25.1	37.0 (98.0)	48.5 (18.7)	9.2 (49.6)
6	3,515	1,168 (60.2)	33.2	42.7 (97.5)	44.1 (27.8)	4.9 (34.2)
8	4,323	1,281 (63.4)	29.6	46.3 (96.9)	40.1 (29.0)	9.8 (61.9)
10	4,683	2,003 (71.0)	42.8	65.0 (98.2)	30.6 (17.3)	0.6 (88.0)
12	4,515	1,755 (71.9)	38.9	64.1 (97.3)	28.5 (15.1)	1.7 (97.9)
14	5,103	1,860 (83.1)	36.4	76.7 (98.4)	14.7 (7.9)	0.1 (38.0)
昭 和 2	4,758	2,004 (82.8)	42.1	71.3 (98.6)	15.4 (5.8)	0.2 (76.8)
4	5,118	2,410 (85.5)	47.1	71.0 (99.0)	12.0 (14.3)	0.3 (74.0)

注：各年度の（ ）内は玄米割合。単位：％。

出所：『秋田県米穀検査成績』各年による。

は第2表によると、大正六年から昭和四年までに廻着高は四〇％の増加を示す。移入先を地域別に見ると、両羽米、三陸米、北陸米という東北・北陸からの移入が増加し、昭和初めにはこれらの割合が七割を占めることになる。

この過程を移出県の一つである秋田県から見たのが第3表である。秋田県の移出量は、大正初めに一〇〇万俵であつたものが、昭和四年には二四〇万俵へと二・四倍の増加を示している。これを地域的に見ると大正中期までは北海道・青森の両地域へ過半を、しかも白米で移出しているが、大正中期以降玄米での東京市場向け移出を増加させ、昭和初めには全移出量の七割を超えている。また大正初めには移出高は生産高の四分の一程度であつたものが、昭和の初めには四割を超え、同四年には半分にせまっている。秋田県の移出増加率は生産の増加率を上回っているものであり、この事はそれまで移出されなかつた部分まで移出に向けられてい

ることを示しているのである。しかも秋田県の人口は大正九年から昭和五年の間に、およそ九万人増加している⁽⁷⁾。県内消費米が減少してしかも人口が増加しているから、県内の一人当たり消費量は当然減少している。秋田県産米の東京市場への進出は、県内消費部分をも移出に向けることによって、いいかえるならば窮迫販売的な対応⁽⁸⁾によってなされたのである。

大正後半期における米穀市場の構造変化への産地の対応は、高米価による供給増加という商品経済的関係のみによってなされたのではなく、政府の米穀政策を前提としながらも、前述の農会や産業組合の「経済的」事業の強化と、それに指導された農民の「組織的」な対応がこのような性質をもった移出量を増大させたのである。

本稿は、大正後半から昭和初期、すなわち一九二〇年代における米穀市場の構造変化への産地の対応を、農会と農業倉庫の事業、特に後者に力点を置いて見ることに目的がある。なお本稿ではその実証の場を秋田県由利郡および同郡西目村に求めた。由利郡は平鹿郡や仙北郡の大地主地帯とは違って、中小在村地主が多数存在した所であり、水田の自作地率も大正一四年で五三%⁽⁹⁾と高い。この中小在村地主は自ら耕作する耕作地主であった。

たとえば西目村では、村長と農会長を兼任しているS氏は水田二二町七反所有（農地改革前村内所有高。以下同じ）の村内第二の地主であり、産業組合長は同じく二四町九反の水田を所有する村内第一位の地主である。この二人を中心として一〇〜一二町歩の地主三名と、五〜一〇町歩の地主九名が中心となって村内各機関の役員が構成されていたのである⁽¹⁰⁾。他の町村もほぼ同様であった。このように由利郡の町村農会は中小在村地主のリーダーシップの下に、事業を展開していたのである。さらに同郡平沢町の斉藤宇一郎は大正期に県農会副会長として事実上県農会の諸事業をリードしたのであり、この事からも由利郡の各農会の活動が活発であったことがわかる⁽¹¹⁾。こうした中

第4表 本荘米移出量および主要県別割合

年次	生産量 (A)	移出量 (B)	$\frac{B}{A} \times 100$	うち 東京	山形	北海道
	千俵	千俵	%	%	%	%
大正2年	444	48	10.8	16.6	0	81.3
4	646	96	14.9	7.3	0	90.0
6	513	157	30.6	11.5	14.0	73.9
14	753	297	39.4	96.9	-	1.0
昭和2	698	292	41.8	90.4	7.9	0.7
4	787	418	53.1	74.4	13.6	0.2

注. 大正7～13年は資料を欠く、移出量のうち大正6年までは玄米のみ、大正14年以降は移出量全量。

出所：『秋田県米穀検査成績』各年による。

小在村地主を中心とした農会の活動は、大地主地帯のそれとは違った意味で戦前期の農会の一つのパターンと言って良いであろう。

また第4表に示されるように由利郡産米である本荘米の移出増加と東京市場への集中は、秋田県全体のそれよりも大きい。この事は本稿の目的をより鮮明に示してくれるものと考えられる。

最後に、同郡西目村にこの時期の同村の農会や産業組合ならびに農業倉庫に関する資料が保存されていたことも、実証の場として同郡を選んだ理由の一つである。

注(1) この点に關しての最近の主張と、その批判については、齊藤仁編『日本資本主義の展開と産業組合』（日本経済評論社、昭和五四年）第二部を参照せよ。

(2) 拙稿「大正期の農会と産業組合」（湯沢誠編『農業問題の市場論的研究』、御茶の水書房、一九七九年、所収）。

(3) 中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』（岩波書店、昭和四六年）、一四～一九頁。

(4) 持田恵三『米穀市場の展開過程』（東大出版会、一九七〇年）第一編第三章第一節参照。

(5) 林健久他『講座帝國主義の研究6 日本資本主義』（青木書店、一九七三年）、一二七頁。

(6) 持田『前掲書』第一編第四章第一節参照。

(7) 『秋田県統計書』(昭和五年)による。

(8) 持田氏は、大正期における新潟県産米が東京市場へ移出を増加させることを可能にした理由として、外米購入・産米販売という形態と、消費の減少による「飢餓輸出」を挙げている(『前掲書』、六三―四頁)。秋田県の場合外米の移入量は、年によって変動が大きく、秋田県産米の移出量の増加とは明確な対応を示さない。

(9) 『秋田県統計書』(大正一四年)による。

(10) 農村自治研究会編『模範村西目村の建設』(昭和二六年)参照。

(11) 由利郡の農会については、児玉幸四郎『由利郡農会のあゆみ』(昭和五一年)参照。

二 産米改良運動の展開

大正中期以降農会は「経済的」事業にその事業分野を広げたことはすでに触れた。秋田県の場合、結局、米の商品化をより進展させることに中心があったと言ってよい。農会やそれにリードされた産業組合が、後に述べるような農業倉庫を利用した販売努力をするともに、市場でより有利に販売され、取引に適した商品に米を仕立てあげる努力も行っている。それが産米改良であった。

産米改良とは単に品質の良い米を生産することだけではない。市場において高値で販売することができるような商品に米を仕上げることである。そのためには食味の良いものでもしも消費者の好みに合った米を作り出さなければいけない。また乾燥、貯蔵性、容量などにも注意しなければいけないし、当時の取引形態である銘柄取引に適合した規格の統一性や標準化の程度を高めなければならない。更には市場状況の調査や消費地での「宣伝」もそれに含まれる。産米改良とはこのような産米の市場での取引価格を高めるためのあらゆる事業を含む包括的な概念である。

第5表 秋田県品種別作付割合

(単位: %)

品 種 年 次	亀 の 尾	陸羽 132 号	豊 国	そ の 他	米作付面積 合 計
大 正 8 年	52.4	-	19.0	28.6	100.0
10	46.3	-	31.9	21.9	100.0
13	41.5	2.1	30.9	25.5	100.0
14	40.3	8.0	26.2	25.5	100.0
15	38.0	10.9	24.5	26.4	100.0
昭 和 2	35.3	15.1	19.2	30.4	100.0
3	27.0	25.9	15.2	31.9	100.0
4	22.5	31.7	12.7	33.1	100.0
5	19.9	37.5	10.2	32.4	100.0
6	18.6	39.2	9.8	32.4	100.0

出所: 『秋田県米穀検査成績』各年による。

つた。

100

おり、大正一三年に県の奨励品種に採用されると、数年の間に亀の尾に代わって急速に普及する。

こうした優良品種の末端農家への普及は、農会の主要な事業の一つであった。各町村農会が部落ごとに採種田を設け、県の試験場から配布された品種の種籾を作り、各農家に配布するというシステムは、すでに明治末にできあ

産米改良の必須の要因の一つは、良質な米の大量の生産である。そのためには生産される米の品種を良質なものに統一することが必要であった。第5表は秋田県における水稻の品種別作付割合である。それによるとすでに大正八年には亀の尾が五二%と半分を超えている。次いで豊国が三〇%を占めるが、昭和に入ると陸羽一三二号が急速な伸びを示し、第一位になる。しかもこの三品種で七〇%前後を示し、秋田県の品種の統一性は高い。亀の尾は特に食味の良い事で知られ、東京市場で高い評価を得たという。しかしイモチ病に弱く、しばしば収量を減少させている。この点に關し当時秋田県内の農業技術者間で、亀の尾の作付けを拡大すべきか否かの論争があったといわれているが、結局市場で高値で取引されることを理由に、高い普及率を示すことになった。陸羽一三二号は、食味も良く収量も高かった。しかも耐病性にすぐれて

第6表 米穀検査受検率
(単位：%)

年 次	秋 田 県	
	生産米検査俵数 取 穫 高	輸出米検査俵数 生産米検査俵数
大 正 2 年	66.5	45.3
4	60.2	42.3
6	73.0	52.2
8	62.6	52.3
10	69.5	63.6
12	64.8	63.0
14	64.4	60.9
昭 和 2	66.2	69.3
4	69.2	73.7

出所：『秋田県米穀検査成績』各年
による。

がっており、大正後期にはこのルートにのって陸羽一三二号が各農家へ配布され、県内産米は優良品種に統一されたのである。この品種の統一とともに産米改良にとって大切だったのは米穀検査の普及であった。秋田県では明治三十九年から輸出米検査が、同四三年から生産米検査が県によって行われている。前者は県外移出米について、後者は県内で受け渡しする米について受検が義務づけられている。当時秋田県では、県外移出を「輸出」と言っていた。米の売買は、検査の等級に応じた格差でなされることから、検査の普及は取引形態にあわせた商品としての米を作り上げる上で重要であった。このため検査所は受検率を高めるため共同受検場を設置したのである。共同受検場は各部落内に一〜二カ所設置された。その数は大正元年には三三五カ所、大正七年には四五二カ所であり、大正中期にはほぼ県内全域に普及したと言つて良い。また受検率も、第6表に示されるように高い割合を示している。特に輸出米検査俵数の生産米検査俵数に対する割合は、大正初期の四〇%台から、後期には六〇%台になっており

秋田県産米の移出割合が増加していることを示している。

検査事項は、乾燥、品質、粒形、調製、容量、俵装であった。これを見てもわかるように、米の品質は検査事項の一つにすぎない。調製、容量、俵装という商品としての外形と標準化も重要な要素であった。検査所は米の等級を高め、産米改良を普及する立場から、この各項目の改善を行うように、次のようなビラを各町村に配布している。

「乾燥——乾燥良くせば質も変らず虫付かず。乾燥良くせば

目方重くて搗て減らず。乾燥良くせば肌も摺らずに光沢が出る。束立（稻を刈った後、束ねて畦に穂を下にして乾すこと）すれば米に芽が出て目方ない。乾燥は米の命だ価格も高い。

調製——青や死米屑とりて粒が揃えば値が騰る。調製良ければ搗いて減らずに値段が騰る。粳や稗赤米あれば値段を落す。

俵装——俵装良ければ運びよくして米漏らず。菰厚く堅くしむれば虫付かず。俵装良くせば米は損まず値段が騰る。

容量——品よくも容量足らねば買手は逃る。容量良くせば信用ついて値段が騰る。容量大切多く容るるも損はない⁽³⁾。

こうして検査所は産米改良の重要な指導機関だったのである。

検査所の産米改良指導はこの点にとどまらない。たとえば検査所本荘支所長は次のような参考資料を由利郡内の各農業倉庫に配布している。

「本県米ノ需要最モ多キ東京神田川市場懇談会ニ対シ本荘米ト酒田山居米トノ比較並ニ当管内各駅積出米ニ対スル批評ヲ徴シタルニ、左記ノ通ニ有之、将来改善ヲ要スル点不尠候条検査ニ当業者指導上ノ参考ニ資セラレ度候

一、本荘米ト山居米トノ比較並希望

(イ) 本荘米及山居米改良ノ道程ハ大体同一ノ歩調ナルモ、山居米ハ食味ヲ以テ市価ヲ嵩メラレ本荘米ハ理想の品位ヲ以テ進ミ来リ、食味ハ第二トシ品位実質ニ因ル即チ経済採算上市価ヲ嵩メツツアルナレバ需要時

期ニ依テ格差ヲ生スル事アリ

(ロ) ——— 中略 ———

(イ) 本莊米トシテハ一層乾燥、調製、品種ノ統一等ニ留意セラレンコトヲ希望ス

二 ——— 後略 ———⁽⁴⁾

このように検査所は、東京市場の商人の本莊米に対する批評を求め、それをもとにして、農民に対し、乾燥、調製、品種の統一について注意を与えている。さらに各村に駐在していた検査員も産米改良の一翼を担っていた。西目村の検査員は、米の調製には板の間を使用すること、俵装材料を完備し俵の緊括に注意すること、容量や重量を正確にすることなどの注意を村民に与えている。⁽⁵⁾

こうして検査所の産米改良に関する指導は多岐にわたっている。この検査所の指導を受け入れ、農民に産米改良を実施させるには、村の段階で農民を指導する機関が必要であった。それが町村農会である。

西目村農会は大正一〇年度から事業項目に「稲束立廃止・乾燥督励」を加え、⁽⁶⁾毎年收穫期になると次のような注意を各農家に与えている。

「昨年同様各位ノ御尽力ニ依テ束立廃止ヲ徹底的ニ当業者ニ実行セシメ乾燥ノ遺憾ナキヲ期セラルル様一段ノ督励ヲ望ム」。⁽⁷⁾

村農会の指導は乾燥だけにとどまらない。例えば大正一四年には籾の貯蔵、製俵改善などについても同様の注意を与えている。⁽⁸⁾

村農会の注意を受け入れ、それを農民に実行させる機関は、部落單位に組織されている支農会であった。支農会

は「本会（村農会）活動ノ周密ヲ期スルタメ各部落ニ支会ヲ置ク⁽⁹⁾」という設置規定にみられるように、部落段階での農会事業の実施機関であったのである。

西目村中沢支農会では、村農会の指導を受けて、次のように産米改良に取り組んでいる。すなわち毎月一回開催されている支農会改善会の議題のうちに、たとえば大正一四年一月には「稲ノ収^つ入^いレ乾燥ニ関スル件」が取り上げられ⁽¹⁰⁾、また大正一五年一〇月の支農会総集会では「刈掛乾燥ニ関スル件」が話し合われている⁽¹¹⁾。その結論は次のようであった。

「刈掛ケ乾燥ニ関シテハ殆ト之レマデモ全部実行致シ居レド此ノ上材料等ヲ選択シテ万遺憾ナク乾燥セシメ品質優良ノ生産米ヲ造ル様心掛クル事」⁽¹²⁾。

さらに同年には調整についても話し合われたような決議を行っている。

「生産米調製ニ関シテハ充分粃ハギリ（粃摺りのことか？）ヲナシ臼摺り等ニ注意シ生産米〔検査〕成績向上ヲ図ル事」⁽¹³⁾。

このように中沢支農会の産米改良では乾燥の改良と調製に重点がおかれていたことがわかる。

以上見てきたように、秋田県由利郡における産米改良運動は、米穀検査所に指導されながらも、町村農会が実施機関となって遂行されたのである。しかも西目村農会中沢支農会の例でもわかるように、末端の実施単位が部落であったということは、産米改良が販売米を多量に持つ地主や上層農の運動であると同時に、中小零細農をもまきこんだ部落ぐるみ、村ぐるみの運動であったということに注目すべきである。

こうした産米改良運動の結果、秋田米の市場での声価は大いに向上した。かつて秋田米は「腐米」と呼ばれ、事実

明治四三年の東京における玄米品評会では、参加六〇銘柄中秋田米は五二位、本莊米は三九位という低位であった。とくに乾燥、色沢、量目が悪いというみじめな結果しか得られなかったものが、大正末年には本莊米は、東京市場で銘柄優良の一つであつた山形県庄内の「山居米」とならんで、梅雨明け後の味付け米という特殊な使用価値を持つ優良な米としての声価を確立し、東京市場で標準米より一石一円七〇銭高で取引されることになったのである。前に見たような東北・北陸米の東京市場への進出は、大正末までの不足気味に推移した市場条件と、相対的高米価に支えられた面もあるが、中小地主地帯での中小農民までまき込んだ産米改良によって、従来県内で消費されていた米までも移出米に仕立て上げ、移出された結果であると言えよう。また農会を中心とした産米改良運動は、中小農民にも産米改良の経済的利益を部分的にでもせよ分け与え、この事によって逆に中小農民を農会に組織していったのである。この時期の農会はこの点に組織的特徴の一つがあつたと言えよう。

注(1) 産米改良の性格については、持田『前掲書』第三篇第一章を参照せよ。本稿も本書に負う所が大きい。

(2) 秋田県米穀検査所『秋田県米穀検査成績』による。

(3) 秋田県農会『秋田県農会報』第一一四号(大正一〇年十一月)。

(4) 西目農業倉庫「事務簿」(大正一四年)(西目町農協所蔵)。

(5) 西目村「年番会議録」(大正一二年)(西目町役場所蔵)。

(6) 西目村農会「評議員会会議録」(大正一〇年)(西目町農協所蔵)。

(7) 西目村「年番会議録」(大正一一年)。

(8) 「同右」(大正一四年)。

(9) 西目村農会「評議員会会議録」(大正八年)。

(10) 西目村農会中沢支農会改善会「議事録」(中沢部落所蔵)。

- (11) 西目村農会中沢支会「事業原簿」(中沢部落所蔵)。
- (12) 西目村農会中沢支農会改善会「議決録」(中沢部落所蔵)。
- (13) 「同右」。
- (14) 東京廻米問屋組合『第三回玄米品評会要件録』(明治四三年)。

三 農業倉庫の普及過程

前節においてみたような産米改良運動が、現実実に実を結ぶためには、その成果が価格に反映されなければならぬ。従って産米改良運動を推進した農業関係諸機関にとっては、米の販売過程でその成果が発揮され、農家にとって有利に販売できるように販売過程を改善する事が、必須の課題となる。前に述べた農会の「経済的」事業には、農産物の販売過程への進出、すなわち販売幹旋事業の取り組みを強化する事も、その中心的課題の一つであった。

この農会の事業分野の拡張は、農商務省によって促進されていたことでもあったのである。すなわち、

「従来全国府県農会にては主として生産事業施設の改良に努め、農商務省も右の方針の下に補助金を下付し来りしが故に、該事業に対する農会の施設は近時大に進歩発達し、其成績も亦顕著なるものがあるが、最早や今日にては生産業の増進を図る機関としては、農事試験場の活躍に委して充分なりとし、且つ従来の方針を今後も継続するに於ては農会と試験場との衝突は到底免かれず、現に其の弊を生じて両者の調和を図ることを急務とする地方すら少からざる次第にて、斯くては我国農会の發展上面白からざるを以て、当局にては今後農会に對しては主として分配事業の改善即ち農事経済施設を盛んならしめるの方針に改め、以て生産分配の連絡調和を図り、益々農村の振興に努むべし」⁽¹⁾(句読点は引用者が補う——以下同様)。

農商務省が「分配事業奨励」に乗り出した理由は、ここである試験場と農会の「衝突」ばかりでなく、むしろ農業不況の反映であったことは、いうまでもないことであろう。

農会の経済的事業、特に販売斡旋事業は、大正の後半に急速に発展していく。取扱い品目としては、果樹や青果物を対象としたものと、米とに大別できるであろう。前者はほぼ部落を単位とした出荷団体を結成させ、系統農会が大消費地に販売斡旋所を設置し、販路を拡大したのである。特に大正一四年中央卸売市場法の制定以降、大都市の中央卸売市場へ出荷を増大させたのであった。⁽²⁾ このことは前節で述べた大都市への人口集中と、それに伴う需要増大に対応した、農産物需給調節政策の一環であると言ってよいであろう。

また米の販売斡旋事業に関しては、秋田県の場合、もっぱら農業倉庫を通して行っていた。従って農産物販売の大半を米が占める秋田県においては、県農会の経済的事業を拡大するためには、農業倉庫の建設を促進することが必要であった。

農業倉庫の法制化の要求は、明治末年の帝国農会設立以来の事であったし、⁽³⁾ また先駆的な農業倉庫は、全国各地に設立されている。秋田県では由利郡平沢町の共同倉庫が有名である。

しかしその立法化が現実的なものになるのは、大正四年の米価調節調査会の答申がでてからと言ってよいであろう。答申は「応急的調節策」と「恒久的調節策」の二本立てになっているが、⁽⁴⁾ 後者のうちには大正一〇年の米穀法と、ここで問題にしている農業倉庫法に具体化される項目がふくまれており、戦前期の米穀政策の骨格は、ここで決められたと言っても過言ではないであろう。帝国農会もこの調査会と並行して、大正四年七月全国道府県農会長会議を開催し、米価調節問題を重点的に審議し、十数項目にわたる建議を可決したが、そのうち七項目までは農業

倉庫に関するものであった。⁽⁵⁾

こうして大正初期の農業不況と米価低落を背景にして、米価調節策の一環として、大正六年農業倉庫法が制定されたのであった。この農業倉庫法の目的について農商務大臣は次のように説明している。

「農業倉庫事業法は一面に於ては農村農民の振興となり、他面に於ては一般食料品問題の解決の一助となり、殊に米麦に關しては重要な問題を解決するものと思ふ。特に農村農民の振興として特に必要なるは、中以下の自作農其の他の人々の立ち行く様な道を講ぜねばならぬことである。之に對し施すべき道の多々あるは本官に於ても之を認むれども、其の根本となるべき組織的權能としては、農村の爲に理想に適へる農業倉庫を適當な標準の下に全国に普及せしむることであると思ふ」⁽⁶⁾。

ここで明らかなように、農業倉庫の設立によつて、「一般食料品問題」すなわち米価問題の解決を図らうとしていたことは当然のこととしても、「中以下の自作農」の立ち行く道を、しかも「組織的權能」を彼らに付与することによつて講ずる所にあつたことは注目しなければならない。政府は農業倉庫の普及を促進するため、農業倉庫法公布の直後に、農業倉庫奨励規則を制定し、農業倉庫の建築、改築等に対し、その費用の二割を限度として補助金を交付することにしてゐる。

秋田県では、農業倉庫の普及について、大正六年県農会主催の農事研究会で「農業倉庫の設立奨励に関する意見を問ふ」という議題で協議している。具体的には、倉庫の必要数、配置個所の選定基準、規模の程度および標準、経営の主体、設立奨励の方法がその主な内容であつた。⁽⁷⁾ 政府の方針では三カ村ごとに一倉庫の建設を予定していたが、県農会としては「一村毎に一倉庫を設置するを原則」としてゐた。なぜなら「三ヶ村区域に一農業倉庫を設置

せられたる場合を想像すれば其の倉庫を利用する者は其の倉庫所在地は別として多くは大農階級に限られ、中小農は之れを利用するに於て甚だ不便にして其の恩沢に均霑する機會の甚だ少なきを考慮せらるるからである」⁽⁸⁾。このように県農會は、農業倉庫をむしろ中小農が利用しやすいようにと、その配置の基準を考えていたのであった。中小農に対する配慮を優先したのは次のような理由からであった。

「小規模の倉庫に至りては大地主よりも却て中小農に利益が多いのである。何となれば大地主なれば個人の力を以て完全なる倉庫を設備し大取引を為し得べく金融の便も亦た為し得べしと雖も、中小農に至りては農業倉庫に依るにあらずんば、如上の便益を得ることが出来ぬ。云はば大地主と同様の經濟的地位に進むことができるからである」⁽⁹⁾。

県農會としては、ここで明らかになっているように、單に中小農保護という点から一步すすんで、その内容として、農業倉庫に中小農民の販売米を集中することによって、米穀市場において「大地主と同様の經濟的地位」を獲得させようという点に、一つのねらいを置いていたのであった。

こうした県農會の奨励方針に対応して、県においても大正七年農業倉庫奨励規定を制定し、国からの建設補助金に上乘せる形で、費用の四割以内の補助を行い、さらには農業倉庫で輸出検査を受検する場合には、その手数料を免除するなどの処置を講じている。

県および県農會でのごうした方針にもとづき、由利郡でもまた大正六年に開かれた由利郡勸業協議会で、郡としての奨励策を検討している。同協議會は、郡是を確立し以後の郡の勸業方針を審議決定しようという任務を帯びたものであった。その審議項目の内に「農業倉庫設立奨励ニ関スル件」が盛りこまれていたことは、由利郡にとって

第7表 農業倉庫普及状況

	秋 田 県			由 利 郡		
	経営主体数	棟 数	収 容 力 千俵	経営主体数	棟 数	収 容 力 千俵
大 正 7 年	(4)			(1)		
8	(5)			(1)		
9	(11)			(2)		
10	(16)			(5)		
11	(20)			(7)		
12	(26)			(10)		
13	(31)			(12)		
14	(33)			(12)		
15	38	84	452	(13)		
昭 和 2	41	49	519	13	40	201
3	40	113	526	13	42	
4	40	113	534	13		
5	47	140	627	15	52	243

注. 『秋田県産業組合要覧』による経営主体数の時期区分は、設立許可年月日によるため実際の開業日とは1年近くずれがある。そのため()を付した。

出所：大正7～14年までの秋田県の経営主体数および由利郡の全部については『秋田県産業組合要覧』，秋田県全体の大正15～昭和5年については秋田県経済連『秋田県経済連史』（昭和47年），325頁による。

の農業倉庫の重要性を示すものであろう。細目は不明であるが、郡の実態に即した奨励方法が検討されたであろうと想像される。しかも同協議会の会員は、本荘町以下各町村からの町村長・町村農会長・勸業篤志家によって構成されていた。このメンバーによって農業倉庫の設立奨励について審議されたということは、これら町村リーダーたちにその設立の必要性を認識させる機会でもあったと言える⁽¹⁰⁾。

以上のように農業倉庫の設立奨励は、農会と行政機関の両者から国、県、郡というように系統的に行われ、末端の町村長や農会長という町村リーダー層にまで確実にその必要性を認識させたのであった。大正七年に秋田県は、農業倉庫設置奨励費として八千円の予算を計上したが、その成果もあってか、県内に

おける農業倉庫は、第7表に見られるような普及を示し、収容力は昭和二年には五〇万俵を超えるにいたっている。由利郡では大正一五年までに一五の農業倉庫が設立され、そのほとんどが羽越線の沿線に建てられている。そして昭和五年までには五二棟、二四万俵の収容力を持つにいたったのである。これらすべては、全国的な傾向と同様、産業組合の経営になるものであった。ところで各町村における農業倉庫の建設はどのようになされたであろうか。由利郡西目村の例からたどってみよう。

西目村における農業倉庫の建設は、由利郡を縦断するように敷設されつつあった羽越線に、西目駅を設置する運動から、実質的に開始されたといつてよいであろう。この運動が成功するとすぐに、農業倉庫建設の準備にのり出している。まず第一には、村民に農業倉庫とは何であるかを認識させなければいけない。そのために次の要領で農事講演会を開いたのである。

「羽越沿岸線秋田酒田間ハ大正八年度ニ於テ完通シ西目駅ノ設置ハ今ヤ既定ノ事実タラントス。此時ニ当リ農業倉庫ヲ建設シ本村産業ノ開発ヲ計ルハ自今ノ急務ナリト信ジ此ガ研究ノタメ齊藤代議士ヲ招聘シ来ル本月二十九日午前八時三十分ヨリ西目小学校ニ於テ講習会ヲ開催セントス。各位ハ部落内各戸ニ付戸主ヲ主トシ少ナクモ一人以上ノ聴講者ヲ出ス様御尽力ヲ望ム」。

この村からの指示事項は、部落代表者の集まりである年番会議において出されたものであり、確実に村内全戸に伝達されたのである。また齊藤代議士とは、前述の県農会副会長であり、明治三八年から居村で平沢共同倉庫を経営していた齊藤宇一郎である。県農会ではこうして副会長自らが各町村を回り、農業倉庫の普及に努めたのである。その後大正九年に西目村産業組合の役員会で農業倉庫を経営することに内定し、翌一〇年一月の総会で正式に決定

している。この産業組合の決定以前の大正九年一二月に、村当局は年番会議で次のような指示を村民に出している。

「本村産業組合ニ於テ大正拾年度ニ於テ農業倉庫ヲ建設経営致スベク見込ミニ付之レガ敷地ニ関シ左ノ通り取
斗ヒヲ得度事

一、農家戸数一戸ニ付一人ツツ人夫ヲ寄付セラレ度事

二、——以下略——⁽¹³⁾

この敷地の地均しについては村民の動員は、翌年も行われ、動員された人数は延べ二千二百人にもおよんでいる。⁽¹⁴⁾
大正一〇年には県より設立が認可され、補助金も交付される事に決定している。倉庫の建築費は一万三四〇〇円であったが、県と国の補助金は合計二四〇〇〇円であった。当時出資金額五千元、貯金高三万一千円余の産業組合にとって、この建設費の負担は大きかった。そこで村財政からの補助を要請し、千円の補助金を得ている。このような経過をたどって、西目農業倉庫は完成し、大正一一年九月から業務を開始することになったのである。

農業倉庫は、以上見たように法制化を要求し、補助金をひき出し、さらには末端の町村において建設の必要性を認識させた農会や、資金を補助し人夫を動員した村、経営を担った産業組合、これら諸機関の「協力」によって設立されたのである。農業倉庫は文字通り「村ぐるみ」で建設がなされたといえよう。

農業倉庫建設のこうしたプロセスは、その性格にも影響を与えざるをえない。県農会の方針は先に見たように、一町村に一倉庫をしかも小規模なものである。西目村の場合大正一一年に完成したものは、坪数六〇坪、収容力七千俵のものであった。しかし入庫俵数はすぐに収容力の限界を超え、大正一三年には収容力五千俵の第二倉庫を建設している。両者の収容力一万二千俵は、村の米生産高のおよそ六割に相当する。由利郡内でも一

倉庫の平均収容力は一萬五千俵余りであつた。由利郡内一町村平均生産高はおよそ一萬石弱、二萬五千俵⁽¹⁵⁾である。従つて収容力の一萬五千俵は、一町村の生産量の六割位に相当するのである。この六割という数字は、農家の販売米のほぼ全量に相当すると思われるのである。由利郡内の農業倉庫は、おおよそ一町村の移出量を全量取り扱う程度の規模で設置されたのである。

また西目村の場合のように、各戸一人ずつの入夫の出役が命ぜられるということは、農業倉庫のために無償で労働力を収奪されたということであるが、同時に農家とくに中小農家にも、農業倉庫の存在を知らしめる手段ともなつていたのである。各戸一名の聴講を義務づけられた講演会も同様である。このような方法で農業倉庫の存在を農民に周知させた上で、産業組合は農業倉庫の開業以前から利用を宣伝している。

「農業倉庫モ建マス、ソウナレバ生産米検査ノ共同受検場ニナリマス。倉庫ガ出来レバ各戸デ米ノ検査ハ出来マセン、小作米ハ倉庫デ取扱ヒマス。小作米ノ端米モ何升デモ倉庫デ取扱ヒマス。売買シタ米ハ必ズ一旦倉庫ニ入レネバ汽車積ミニハナリマセン。ソレデスカラ皆サンハ組合ニ加入シ又増口シテ一層組合ヲ盛ニシテ下サイ」⁽¹⁶⁾

ここに見るように、農民のすべてに利用を呼びかけ、農家の販売米を全量入庫させようとしたのであつた。特に由利郡のように、自作、自小作の中小農が厚く存在しているところでは、これらの利用が倉庫の事業の成否をにぎるものであつた。

注(1) 「農会施設改革、分配事業奨励方針」(『秋田県農会報』第六〇号、大正六年五月)。

(2) 帝國農会史稿編集会編『帝國農会史稿、記述編』第三章第四節参照。

- (3) 『同右』、二九七頁。
- (4) 農林省米穀部『各種調査会ニ於ケル米穀ニ関スル調査ノ經過概要』(昭和七年一月)。
- (5) 前掲『帝国農会史稿、記述編』、二九六頁。
- (6) 「農業倉庫に関する農商務大臣訓示」(『秋田県農会報』第六五号、大正六年一〇月)。
- (7) 『秋田県農会報』六三号(大正六年八月)。
- (8) 「農業倉庫の奨励に就いて」(『秋田県農会報』第六四号、大正六年九月)。
- (9) 「農業倉庫問題」(『同右』第五六号、大正五年九月)。
- (10) 「由利郡勸業協議会案」(西目町農協所蔵)。
- (11) 「知事指示事項」(『秋田県農会報』第六八号、大正七年一月)。
- (12) 西目村「年番会議録」(大正六年)。
- (13) 「同右」(大正九年)。
- (14) 「西目町農協所蔵資料」(タイトルなし)。
- (15) 『秋田県統計書 勸業編』(大正一四年)。
- (16) 西目村産業組合「事業報告書」(大正九年)(西目町農協所蔵)。

四 農業倉庫の業務と入庫米の性格

ところで農業倉庫法は、農業倉庫の業務をどのように規定しているであろうか。第一に寄託物(Ⅱ入庫物)は当初穀物と繭に限定されていたが、大正一五年の改正によって、その範圍を勅令によって定める物というように、事実上拡大された。第二に寄託できる物は、①農家が自己の生産した物、②地主が小作料として受けとった物、③他の農業倉庫の保管物、④以上の物の保管に支障が無い時はそれ以外の者も利用できた。このことから農業倉庫の寄

託物は、米の場合①の自作米、②の地主米の保管が中心であることを示している。その外認められた業務として、①受寄物（寄託を受けたもの）の調製・改装・荷造り、②受寄物の運送または販売の仲介および取次、③農業倉庫証券の発行とそれを担保とした貸付け、がその主なものである。このように農業倉庫は、単に保管だけでなく、入庫された物の加工・販売・金融という流通過程における重要な業務を担ったのである。そのうち金融は、特に産業組合が経営する農業倉庫にのみ認められたものであつて、このため農業倉庫のほとんど全部は産業組合が経営していたのである。

しかしこれらの業務も、米が入庫しなければその機能を發揮できない。そのためにはまず入庫を勧誘する事から始めなければならなかつた。県では、前述の農業倉庫奨励規程において輸出米検査を農業倉庫でも行う事とし、しかも受検手数料を免除した。生産米検査については、倉庫を共同受検場に指定し、入庫と同時に受検できるようにした。県農会でも先に述べた農業倉庫の普及と同時に、その利用も奨励したが、特に大正九年から一〇年にかけての米の「投売防止運動」は、農業倉庫の重要性を認識する絶好の機会でもあつた。

すなわち秋田県における「投売防止運動」は必ずしも充分な成果をあげたとはいえないが、しかしその一環として各町村農会において決議され、実行された事項の多くは、米の共同販売であり、米穀金融の拡大であり、農業倉庫の普及と利用であつた。⁽¹⁾たとえば「由利郡西目村、子吉村、南内越村などに於ては、村内地主相寄り協議の結果、小作人及小農の米を担保として資金を融通し居れり、その額は一万円より三万円なり」というように、地主は投売防止のため融資活動をしている。また同じく西目村では、

「客臘中申合せシタル米投売防止ニ関シ尚実行ノ確実ヲ期スル為左ノ通り取計ハレタシ

一 当分ノ間村農会副会長ヲ委員長トシテ他ニ委員五名ヲ置キ確實ナル商人ト連絡ヲ採リ市況ヲ調査シ売却及金員受領等ノ仲介ヲ成シ個人売買ヲ禁止スル事

二 農家ハ成ル可ク倉庫ニ保管預リヲナス事

三 各部落ノ年番ハ毎月五日、十五日、廿五日三回左記書式ノ「米販売仲介」申込書ヲ部内当業者ヨリ徴シ農会長ニ送付スルモノトス⁽³⁾

ここにみられる「投売防止運動」実行の手段としての米穀金融、保管による販売時期のコントロール、共同販売は、まさしく農業倉庫の業務そのものであつて、農会はこれ以降一層農業倉庫への取り組みを強めている。

さらに西目村当局では倉庫に関する知識を広げるため、県から産業技手を招聘し講習会を開催したり、毎年行われている実業補習学校と村青年団との共同の修学旅行のコースに、倉庫が開業した大正一一年度より、農業倉庫の模範であつた酒田の山居倉庫を加えている。⁽⁴⁾

農会や村当局のこうした農業倉庫利用宣伝とともに、農業倉庫を経営している産業組合も、倉庫の意義を周知し、利用を拡大するため、広く村民に訴えている。先に引用した開業前の宣伝もその一つであるが、さらに次のような宣伝文を作成している。

「一、農業倉庫ノ利用

農業倉庫ノ機能ヲ活用セシメンニハ常ニ多量ノ米穀ヲ集積シ置キ、輸出ノ改装及検査ヲ受ケ要求ニ依リ即時出庫ノ準備ヲナシ置キ以テ適期ヲ逸セサラシムルヲ肝要トス故ニ産米ハ長ク手許ニ保管セス速カニ入庫セラレタシ

第8表 農業倉庫入庫高

	入 庫 米			西目村米生 産高 (B)	$\frac{A}{B} \times 100$
	秋 田 県	由 利 郡	西目村 (A)		
	千俵	千俵	俵	俵	%
大 正 8 年	109	65	—	—	—
9	204	97	—	—	—
10	381	97	—	—	—
11	—	—	—	—	—
12	736	216	13,505	16,628	81.2
13	873	270	13,781	21,030	65.5
14	930	257	13,479	21,928	61.5
15	1,046	—	—	20,680	—
昭 和 2	1,236	299	12,945	20,755	62.4
3	1,480	392	15,267	21,705	70.3
4	1,575	357	14,073	22,218	63.3

注 1. —は数量が不明であることを表わす。

2. 西目農業倉庫入庫高には、隣村子吉村住民の所有米がわずかであるが入庫されている。これが西目村内に小作地を持つ子吉村在住の地主の小作米か、子吉村内の生産によるものなのか不明である。またその数量も不明である。従って生産高中に占める西目村生産米入庫数量の割合は上記の割合より若干下がることになる。

出所：秋田県・由利郡は『秋田県米穀検査成績』。

西目農倉入庫高は西目村産業組合「事業報告書」。

西目村生産高は大正12～14年は県統計書、大正15～昭和4年は西目村「統計報告書」。

一、売買ハ入庫票ノ受授ヲ以テセラ
レタシ

二、入庫票ヲ担保トセバ組合及普通
銀行ヨリ借入金ヲナス事ヲ得

三、運搬ニ関シテハ倉庫ノ事務員ニ
申出ズル時ハ規定ノ料金ニテ運搬
ノ仲介ヲナス⁽⁶⁾。

この宣伝文にはこの後に、二、米平均
売、三、委託販売、四、共同販売、五、
商人販売の項目がある。前節でみたよう
に、農業倉庫の必要性を農会が中心とな
って世に訴えていた時は、その理由とし
て上げていたものは米価維持と中小農民
保護といわば守りの姿勢が表面に立って
いたが、開業後はここで述べられている
ように、「適期」に有利に売ること
かという積極的な販売の便をかがけてい

第9表 西目農倉入庫者数と農家戸数

(単位：戸，%)

	西目村入 庫者数(A)	同農家戸 数 (B)	$\frac{A}{B} \times 100$
大正12年	283	404	70.0
13	350	410	85.4
14	375	-	-
15	-	-	-
昭和 2	390	(435)	(89.7)
3	390	423	91.2
4	422	-	-

注. 大正12年の入庫者数は、前表の入庫俵数を考
えると過少のように思われるが詳細は不明。

-は数量が不明であることを表す。

出所：入庫者数は『秋田県米穀検査成績』。

農家戸数は『西目村議会事務報告』。ただし昭
和2年は西目村「村勢一斑」。

ることが、注目されるのである。

以上見てきたような運動の結果、農業倉庫への入庫数量は、
第8表のような伸びを示す。まず秋田県全体についてみれば、
大正八年には一〇万俵であつたものが、一〇年には三八万俵、
一五年には一〇〇万俵を超え、昭和四年には一五八万俵に達
している。この間におよそ一五倍の増加である。これを收穫
高と比較してみると入庫米の比率は大正八年の二・五%から
昭和四年にかけ三〇・八%へと上昇している。由利郡では、
入庫米は大正八年には六万五千俵、同一二年には二二万俵、
昭和四年には三六万俵へと増加を示している。しかも昭和四
年の生産高に対する入庫米の比率は四五・五%の高い割合を

示している。こうした入庫米の増大は、一倉庫当たりの入庫米の増大にもよるであろうが、むしろ倉庫そのものの
増加や棟数の増大による収容力の増強によつてもたらされたと思われるのである。

それは例えば西目農業倉庫の入庫米の状況によつても判明するであろう。ここでは倉庫開業の翌年の大正一二年
にはすでに一万三五〇五俵の入庫を見ている。しかもその後の増加はわずかである。この入庫米を同村の收穫高と
比べてみると、大正一三年の入庫高は收穫高の三分の二に及んでおり、しかも村外からの入庫はあまり無かつたと
思われる。⁽⁷⁾この割合は、農家の飯米以外の、すなわち販売予定数量のほぼ全量にあたると考えられる。秋田県全体

第10表 西目農業倉庫入庫俵数別利用者数，入庫俵数および割合（51名分）

俵 数	人 数	割 合	俵 数	割 合
	人	%	俵	%
1～10俵	12	23.5	66	2.1
11～20	9	17.6	133	4.3
21～30	3	5.9	81	2.6
31～40	5	9.8	181	5.8
41～50	3	5.9	130	4.2
51～60	1	2.0	58	1.9
61～70	3	5.9	205	6.6
71～80	1	2.0	76	2.4
81～90	3	5.9	259	8.3
91～100	1	2.0	94	3.0
101～200	8	15.7	1,079	34.5
201～300	0	0	0	0
301～400	2	3.9	765	24.5
合 計	51	100.0	3,127	100.0

注. 昭和4年産米分の資料と思われる。

出所：西目農業倉庫「入庫品台帳」より算出。

の三一%、由利郡の四六%という割合も、倉庫の利用が可能な地区をみるならば、当然より高い割合を示すはずである。従って昭和初めの時期には、倉庫の利用が可能な地域の農家は、販売を予定している米の大部分を農業倉庫に入庫させていたと思われるのである。

この点をさらに検討してみよう。第9表は西目農業倉庫の入庫者数と農家戸数とを比較したものである。ここでいう入庫者数とは、自分の所有する米を入庫したものおよび小作料を入庫させた地主の数の合計である。従って単に地主に支払う小作料を倉庫に納めた小作人は含まれてはいない。この期間の入庫人員はほぼ三五〇～三九〇人、

同期間の農家戸数の八五～九〇%に、昭和四年にはほとんど一〇〇%に近いことがわかるであろう。農家戸数には兼業農家も小作農も含まれている。その農家戸数の九〇%以上が自分の所有する米を入庫しているのである。

次にこれらの入庫者は、どれ位の俵数を入庫しているのだろうか。西目農業倉庫全体の人員別入庫数量を示す資料は発見できなかったが、昭和四年産米の分と思われる名寄せの入庫品台帳を一冊だけ発見した。それに記載されている五一名分をまとめたのが第10表である。これによると一〇俵以下が一二

第11表 昭和3年秋田県農業倉庫寄託者別入庫数量および割合

	入庫数量	同割合	寄託者数	同割合	1人当たり 数量
	千俵	%	人	%	俵
農業を営む者	436	35.5	11,288	80.9	38.6
土地に付権利 を有する者	349	27.6	1,982	14.2	176.6
そ の 他	441	35.9	672	4.8	657.2

出所：西目農業倉庫「事務簿」（昭和5年）による。

第12表 西目農業倉庫入庫者別数量および人数

	自 作 米		地 主 米		そ の 他	
	数 量	人 数	数 量	人 数	数 量	人 数
	俵	人	俵	人	俵	人
大 正 15 年	7,540 (54.0)	285 (26.1)	5,113 (36.6)	85 (60.2)	1,315 (9.4)	2 (657.5)
昭 和 2	6,835 (53.9)	330 (20.7)	5,850 (46.1)	50 (117.0)	- (-)	- (-)
3	8,972 (54.2)	330 (27.2)	7,070 (42.8)	50 (141.4)	502 (3.0)	2 (251.0)
4	7,630 (53.7)	437 (17.5)	6,582 (46.3)	60 (109.7)	- (-)	- (-)

注 1. 数量の下の（ ）内は入庫量に対する割合。

2. 人数の下の（ ）内は1人当たり入庫俵数。

3. 西目村以外の入庫も含む。

4. 第9表との相違は集計期間の相違および出所の違いによる。

出所：西目村産業組合「事業報告書」による。

名、一一〇俵が一二名で、合計二四名で四割を超えている。この三〇俵以下の入庫俵数は合計で二八〇俵と九%を占めている。この事は全体としても入庫者のかなりの部分が零細な農家であつて、しかもそれらの入庫米を合わせるゝと一定の割合になることを示していることを推測させる。

さらに入庫米の自作・地主米別割合について検討を加えよう。秋田県全体については、昭和三年のデータしか発見できなかった。それが第11表である。それによると自作米は三六%と、二八%の地主米より多くなっているのは注目される。しかも人数でみると自作者

数が八〇%を占めているのである。一人当たり入庫数では自作米が三九俵、地主米では一七七俵と四倍半の格差がある⁽⁸⁾。しかし仮に小作料を一反歩につき一石ないし一・二石とすれば、農業倉庫に入庫した地主の平均所有面積は、五町九反ないし七町程度と推定される。この数字は農業倉庫を利用している地主はむしろ小地主であることを示している。また自作米の場合、仮に反収を二石、販売率を五〇%とすれば、平均耕作面積は平均一町五反程度となり、中程度の農民と言つて良いだろう。この計算はきわめてラフな、最も単純化したものであつて、正確を期し難いこととはいうまでもない。しかし農業倉庫に米を入庫した地主のかなりの部分は小地主であり、また中小農民であつたことが、ここから推測されるのである。

さらに西目農業倉庫の場合でも自作米の割合は五割を超えている。しかも自作米一人当たりの入庫数量も県平均より小さく一七・二七俵程度である(第12表)。由利郡内の他の農業倉庫でも、たとえば大正一三年には、金浦^{こいうら}農業倉庫で自作米の割合が五三%、岩谷農業倉庫では八五%にも⁽⁹⁾のぼっている。

以上見てきたデータは、いずれも農業倉庫の利用可能者のかなりの量の販売米が入庫され、しかも中小農家も自己のわずかの所有米のかんりの部分を、入庫していたことを示しているといつてよい。

このように入庫米の比率が高かつた理由は何であらうか。まず農業倉庫ができることによって、小作米の納入の便が良くなつたことである。農業倉庫が建設される以前は、小作人は直接地主の家、もしくは指定される場所まで運搬しなければいけなかつた。これでは、遠方の地主や他町村の地主の小作人にとって、小作米の納入には非常に労力と運賃がかかる。しかし倉庫が建設された後では、小作米を倉庫に入庫し、地主へは入庫票だけ渡せばいいことになる。また地主にしても後に述べるように、販売の便を考えるならその方が有利であつたのである。大正一

第13表 入庫米中改装割合

	秋田県全 農業倉庫	西目農 業倉庫
	%	%
大正13年	-	73.3
14	-	106.8
15	74.6	68.1
昭和2	64.7	116.6
3	-	57.5
4	-	117.5
5	-	86.4
6	67.3	99.3

注. - は割合が不明の分.

出所：秋田県は『秋田県産業組合要覧』、西目農業倉庫は西目村産業組合「事業報告書」より算出.

○年の小作慣行調査によれば、明治末から共同倉庫が業務を行っていた平沢町では、小作料の収納場所として農業倉庫に限定されており、大正七年に農業倉庫が開業した金浦町では、小作料の納入場所は、地主の宅または農業倉庫であつた。⁽¹⁰⁾

つぎに農業倉庫は、前節で述べた産米改良にとって当初から必須の機関となっており、このため米を有利に販売するためには、倉庫に入庫することが必要であつたのである。まず農業倉庫の業務として、寄託物の調製・改装または荷造りを行うことができたが、米の

調製や改装は、その商品としての価値を高める産米改良にとって重要な要素の一つであつた。またこの時期の米の取引は銘柄取引であつたが、そのためには銘柄としての統一性が要求されたのである。統一性は米穀検査特に輸出検査によって保持されていたが、検査のチェックポイントには調製や俵装が含まれており、検査規定には細目にわたつてその方法が規定されている。従つて個々の農家によつて俵装されるよりも、倉庫において一括して俵装された方が、統一した俵装ができることはいうまでもない。さらに入庫米には生産検査が義務づけられていて、生産検査では俵装は一重でよかつたが、輸出検査では二重俵装が義務づけられていた。このため輸出検査に合格するためには、改装の必要があつたのである。

農業倉庫における入庫米の改装の割合は、第13表に示される。すなわち秋田県全体ではほぼ七〇%、西目農業倉庫では各年度によつて違いはあるものの、ならしてみると八割位になると思われるのである。この割合の高さは、

俵装の統一性の高さを示すものであり、産米改良の進展を示すものである。

農業倉庫における産米改良はこの点にとどまらない。米の保管方法・保管技術もまた重要な要素であった。農業倉庫の保管方法は混合保管と特定保管に大別される。混合保管とは、入庫された米を生産検査の等級別に一括して保管する方法であり、特定保管とは、入庫者別に保管する方法である。通常の方法は混合保管であった。このため出庫する時は、誰が生産した米か判別できない。出庫する時は、たとえば西目農業倉庫の三等米というように抽象化されたものとなる。これは倉庫としての統一性を現わすものである。混合保管をより徹底して、たとえば柿村農業倉庫では入庫米を一度開俵して、米そのものを混合し、等級に応じた均一の品質の米を作り出したという。このように農業倉庫の保管方法は、市場の要請に応じた倉庫として均一な米を「作り出す」ものであったのである。

また倉庫における保管技術も米の品質を左右する大きな要素だったのである。特に由利郡産米である本荘米は、すでに触れたように、梅雨明け後の味付け米としての声価が高かったが、この声価を生み出すためにも、それを維持するためにも、夏の出庫時期までいかに品質を維持したまま保管するかが、由利郡の農業倉庫の大きな課題であったのである。この保管技術の向上に大きな役割を果たしたのが、郡内の農業倉庫が集まって結成された由利郡農業倉庫連合会であった。この連合会は毎年数回協議会を開催し、たとえば「米穀保管を改善シ食味維持向上ニ関スル件」とか「変質期ニ於ケル保管米管理ノ状況ヲ承リタシ」などを議題に取り上げている。また倉庫の防虫燻蒸剤の共同購入も行っている。この連合会には、米穀検査所本荘支所長が顧問として参加しているが、検査所もこの組織を利用して、保管や管理についての注意を各農業倉庫に与えている。⁽¹⁾

米穀検査所本荘支所の保管技術の指導は、このルートを通したものでだけではない。たとえば、検査所本荘支所の

第14表 西目農業倉庫月別出庫割合

(単位：%)

	大正14年	昭和2年	昭和4年
前年11月	0.5	1.4	-
12	4.0	1.0	0.5
当年 1	1.9	0.3	4.2
2	0.0	0.4	-
3	11.1	-	-
4	3.5	5.3	14.7
5	8.5	10.8	-
6	10.4	14.8	-
7	8.9	8.5	11.7
8	21.7	38.8	18.5
9	26.3	16.1	47.0
10	3.2	2.6	3.4
合 計	100.0	100.0	100.0

注. -は出庫が無いことを表わす。

出所：西目村産業組合「事業報告書」。

要領ヲ録シ及送付候条参考トセラレ度候也⁽¹³⁾。

という注意を各倉庫に送っている。注意の内容も、倉庫の構造および設備、貯蔵管理方法などで、山居倉庫の実例も記載されている。しかもこのパンフレットを資料にして、郡内の農業倉庫業者を集め、保管技術に関する協議会を行っている。

こうした保管技術の研究と向上は、本荘米の味付け米としての声価を高める一因となっていたのである。第14表は西目農業倉庫の月別出庫時期を表わしている。これからも出庫が夏に集中していることがわかるであろう。

主催で、郡内各農業倉庫の代表者を集め、農業倉庫の先進地であり、しかも本荘米と同じ梅雨明け後の味付け米としての評価が最も高い山居米を生んだ山形県庄内地方へ視察旅行を行っている。視察先は山居倉庫、同藤島支庫、酒田国立倉庫である。そこで防湿、換気、建物の構造をはじめとし、米の積換方法、窓の開閉、日よけの植樹方法まで学んでいる。⁽¹²⁾

さらに検査所は、

「米貯蔵管理其ノ宜シキヲ得ザルトキハ、切角ノ良米モ変質シ或ハ虫害ニ罹リ、為ニ思ハサル損失ヲ来タスコト尠ナカラス候テ、就テハ別紙米貯蔵上注意スヘキ

第15表 西目農業倉庫収支および西目産業組合益金

(単位：円)

	収 入 の 部				支 出 の 部		
	大正14年	昭和2年	昭和4年		大正14年	昭和2年	昭和4年
改 装 料	5,577	5,357	6,156	給 料	553	653	676
保 管 料	2,736	2,905	3,611	仲 仕 給	1,433	1,552	1,727
倉 出 入 料	4	9	19	旅 費	122	97	71
雑 収 入	2	2	197	検査手数料	512	603	985
掃溜米売却	12	24	15	材 料 購 入	2,392	1,641	2,518
販売手数料	23	525		保 險 料	342	147	192
				格 差 金	76	343	132
				燻 蒸 費			112
				印 刷 費			41
				消 耗 品 費	328	181	89
				修 繕 費	174	3	4
				通 信 費		2	5
				雑 支 出	416	666	124
				丁 持 費			280
合 計	8,354	8,822	9,997	合 計	6,348	5,888	6,956
				差 引 利 益	3,041	2,934	2,006
				産 業 組 合 金	3,625	3,139	2,075
				剰 余 金			

出所：前表と同じ。

さらに倉庫間の保管技術の差が、生産された米の品質の優劣とともに、積出し駅ごとの銘柄の差として価格に反映したのである。すなわち東京神田川市場の商人たちは、次のような批評を行っている。

「(イ)本莊駅積、検査ノ統一其他優良程度ノ進捗セル点ニ於テ本莊米中最上位ト認ム、本日市価四十八円五十錢、(ロ)前郷駅積、検査不統一ナリ、然シテ優良品ハ一般定評アル本莊駅以上ノ品入荷スル事アリ、依テ今一段ト努力セラレンコトヲ望ム(約二十錢方下位)、(ハ)金浦駅積、検査ノ統一稍々良好ナルモ一般声価前者ヨリ劣ル、欠点トシテ一説ニ搗減リ多シトノ風評アリ(約三十錢下位)、——中略——、(ニ)岩谷駅積、色沢、

調整ノ改善、一層検査ノ嚴重施行ヲ望ム(約三十銭下位)、——後略——⁽¹⁴⁾」。

従つて各倉庫とも保管技術の改善や俵装の統一に一層努力せざるをえなかったのである。

以上見てきたように農業倉庫は、単に出荷時期をコントロールするという点にとどまらず、産米改良という点に關しても大きな役割を果たしていたのである。従つて米を農業倉庫に入庫させる事自体が産米改良であると言つても過言ではなかつた。米の販売者としての農民や地主にとつても、有利に販売しようと思えば入庫せざるを得ず、中小零細農民にとつても同様だったのである。

また農業倉庫を經營していた産業組合にとつても、入庫數量を増大し、改装を行うことは、農業倉庫の經營のみならず、産業組合の經營にとつても欠くことのできない条件であつたのである。第15表によると、農業倉庫の經營は連年黒字である。収入のうちわけを見ると、改装料と保管料の割合が大きく両者で九〇%を超えている。しかも農業倉庫の利益は産業組合の利益全体の大部分にあたる。もちろん倉庫の建物の減価償却部分が含まれていないことや、農業倉庫の利益と産組全体の利益とをそのまま比較できないが、それにしても農業倉庫の利益は、産業組合の經營そのものを支えるものといつてよさそうである。従つて産業組合としても入庫米を増加させ、改装割合を高めることに熱心にならざるをえなかったのである。

こうした事から、この時期には農業倉庫の利用可能な区域の販売米は、そのかなりの部分を入庫させることになつたのである。

注(1) 「投売防止決議事項並に実行方法」(『秋田県農會報』第一〇四号、大正一〇年一月)。

(2) 「町村農會活動狀況」(『同右』第一〇五号、大正一〇年二月)。

- (3) 西目村「年番会議録」(大正一〇年一月六日)。
- (4) 「同右」(大正一〇年十二月三日)。
- (5) 『西目村議事報告』(大正一一年度)。
- (6) 西目信用組合農業倉庫「倉庫ニ關スル協議案綴」(大正一一年、西目町農協所藏)。
- (7) 『秋田県米穀検査成績』の大正一三年度版に掲載された農業倉庫入庫者町村別人員調べによると、同年度の西目農業倉庫の入庫者三五〇名は全員西目村民であり、昭和四年度でも入庫者四五二名中、他村民は三〇名にすぎない。
- (8) 全国で見れば、大正一五年には自作米の入庫割合は玄米で五〇%を超えている。また一人当たり入庫数量でみると、同じく玄米で大正一五年には自作は一人当たり二一俵、地主は五一俵で、秋田県よりも一人当たり入庫数量は少い(農林省農務局『産業組合要覽』による)。
- (9) 秋田県商工水産課「自大正一三年至同一四年農業倉庫雜件書類」(秋田県庁行政管理課所藏)による。
- (10) 秋田県勸業課「大正十年町村小作慣行調査」(秋田県庁行政管理課所藏)。
- (11) 由利郡農業倉庫連合会「事務簿」および「議案書」(西目町農協所藏)。
- (12) 西目農業倉庫「事務簿」(昭和三年)。
- (13) 「同右」(昭和三年)。
- (14) 「同右」(大正一四年)。

五 米穀流通と農業倉庫

農業倉庫の機能は前節にみた事にとどまらない。入庫した米は米穀市場で販売されなければならないが、農業倉庫は米穀市場のあり方をも変化させるものであった。次にこの点について検討しよう。

第16表は農業倉庫からの移出数量と、その全移出数量に占める割合を示したものである。秋田県全体でみると農業倉庫からの移出量は、大正八年の七万俵から、同一二年には五六万俵、昭和初めには一〇〇万俵を突破している。

第16表 農業倉庫移出米数量および移出米に占める割合

		移出量 (A)	農業倉庫 移出量 (B)	$\frac{B}{A} \times 100$
		千俵	千俵	%
秋 田 県	大正8年	1,281	68	5.3
	10	2,003	290	14.5
	12	1,755	562	32.0
	14	1,860	705	37.9
	昭和2	2,004	960	47.9
	3	2,002	999	49.9
	4	2,410	1,291	53.6
由 利 郡	大正8年	251	56	22.4
	10	271	82	30.1
	12	327	154	47.1
	14	298	225	75.6
	昭和2	282	261	92.7
	3	258	218	84.4
	4	409	325	79.4

注. 由利郡の移出量が第4表と相違するのは集計期間の相違と出所の違いによる。

出所：『秋田県米穀検査成績』各年による。ただし、由利郡の移出量は西目農業倉庫「事務簿」（昭和6年）による。

また全移出量に占める割合も、大正一二年には三二%、昭和初めには五〇%に達している。こうして昭和初めには県外移出米の半数は農業倉庫を経由していたのである。

由利郡の場合、農業倉庫への集中度はより高く、大正一二年にはほぼ半数が、昭和初めには八〇九割が農業倉庫を経由している。この高い割合の示す意味は、単に量的なものにとどまらない。農業倉庫の入庫米には中小農民のものが一定のウエイトを占めていたことは前節でみた通りである。そ

の農業倉庫からの移出米が、移出米全体に大きな比重を持つということとは、米穀市場に出荷される米のうちに中小農民の米がやはり一定のウエイトを持っていたことである。大正後半からの米の需要構造の転換と量的な拡大に対して、産地では産米改良を行い移出量を増加させることによって対応したが、そのためには今まで移出されていなかった米を移出させることも必要であった。それに対して農業倉庫は中小農民の余剰米を含めて一元的に集荷し、零細な単位の米を移出用の単位にまとめあげる機能をもっていたのであり、その機能によって移出米の増大というこの時期の米穀市場の産地側での課題に対応したのである。この意味で、農業倉庫の果たした役割は大き

いと言わなければならないであらう。

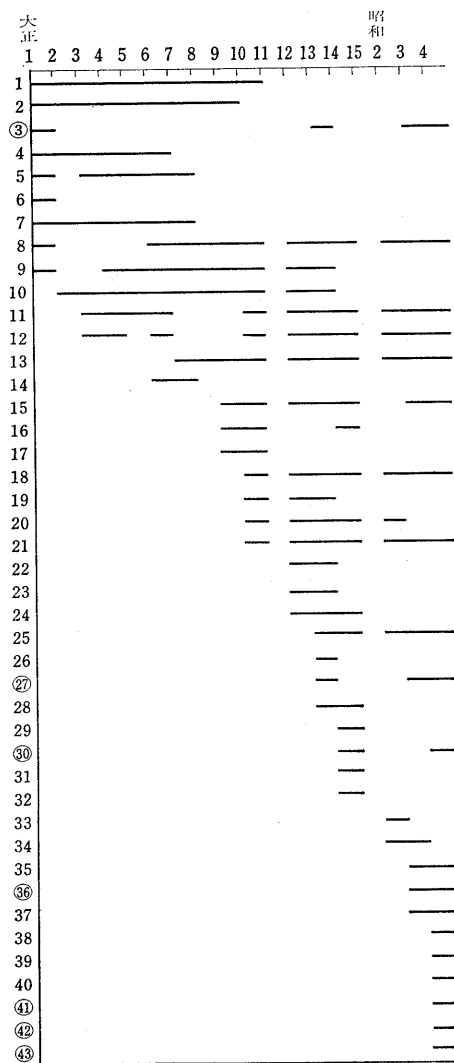
次に農業倉庫からの販売方法について検討しよう。農家または地主が農業倉庫に入庫した米を販売するルートは、大別すると二つあった。一つは従来通り産地問屋に売る場合、もう一つは農業倉庫もしくは産業組合の共同販売を利用する場合である。

商人へ売る場合は、従来代金と引き換えに現物を渡していたものが、入庫票を渡すことへと変化する。買い取った産地問屋は移出時期まで農業倉庫にそのまま入れておく。この限りにおいて農家にとっての販売上の利益はほとんど無い。しかし商人にとって農業倉庫の利益は大きかった。以下戦前期に本荘において産地問屋を営んでいた人からの聞き取りをもとにしながら、産地問屋にとっての農業倉庫の意味を考えてみよう。

第一に農家からの集荷が容易になったことである。産地問屋の集荷は以前より各部落に置いていた仲買人を通じて行っていた。この方法は農業倉庫ができてからも基本的に変わらなかったようである。ただ以前ならば仲買人は買い集めた米を荷車や馬車で一定のコストをかけて産地問屋の店や本荘町の営業倉庫まで運んでいたものが、農業倉庫が普及してからは、入庫票だけ問屋へ届ければよいことになる。しかも現物は農業倉庫に保管しておけばいいのであり、産地問屋にとって集荷の便は大きかったのである。

第二に、入庫票はそのまま、もしくは倉庫証券に書き換えて銀行へ持参すれば、即座にほぼ時価の七割の融資を受けられたという。しかも金利は非常に低利で、不動産担保より安かったとのことである。本荘の産地問屋の米穀金融は、ほとんどが両羽銀行や本荘銀行などの地元地方銀行が行っていたという。この事を言い換えれば、産地商人にとって自己資金が三割あれば米の買入れができたということである。入庫票がこのように金融の対象となった

第1図 5,000俵以上移出商人継続年数(由利郡)



注. 左側の数字は商人番号, うち○印は農業倉庫.

出所: 『秋田県米穀検査成績』各年による. ただし, 大正11年および15年は資料を欠く.

ということと、入庫米の比率が高かったことをあわせて考えるならば、農業倉庫の存在は産地問屋にとって金融を容易にし、しかもその範囲を拡大するという意味で大きい。

第三に農業倉庫は出庫から貨車積みまでの運送業務を自ら行うか、特定の運送店と専属の契約をしていた。このため産地問屋は出庫の際の貨車の手配、米の積み込み等一切をまかせることができたし、保管料・出庫料・改装料等の倉庫諸掛りも運賃とともに運送店へまとめて支払えばよかった。従って産地問屋は集荷から発送まで一切現物に手を触れなくても売買が可能であったのである。

こうした農業倉庫による産地における米流通と金融の簡便化＝合理化は、産地商人の存在形態を変化させずにはおかない。

昭和初期の本荘における産地問屋の規模は、年間取扱高の多い店で三万俵程度であったという。売買利益は口銭と呼ばれ、一〇トン一車、一六〇俵で一五～一六円、一俵当たり一〇銭程度であった。また人員は店主、番頭の二人が普通で、大きい店でも使い走りが一人いた程度というように小規模であった。取扱商品が米という価格変動の激しいものであっただけに、問屋の経営も投機的な面が強く、浮き沈みが多かったといわれている。事実第一図によってもそれがわかるであろう。それによると、大正初めから昭和四年までに、由利郡内で年間五千俵以上移出する業者は四三あるが、うち七は農業倉庫で、商人は三六となる。三六の商人のうち、大正初めに五千俵以上移出していた問屋は同一〇年までに姿を消し、代わって大正九年以降新規参入者が連年三～四名現われ、また浮き沈みもはげしい。産地問屋のこうした変化は、米穀市場の構造変化の現われでもあった。大正初期には、前述のように秋田米は白米にされて北海道へ移出されていたが、産地問屋も移出港に精米所を持ち船便で北海道へ送っていた。しかし大正期の後半は東京へ玄米で、しかも鉄道によって小口で発送したのである。こうした構造変化が産地商人の交替を招いたのである。また農業倉庫による集荷・保管・発送および金融の便は、産地問屋の新規参入を容易にしたのであり、自らの競争を通じて手数料商人化していくのである。農業倉庫はこの面からも米穀市場の構造変化を担ったのである。

さてこうした産地問屋へ直接所持米を売るルートの外に、農家は農業倉庫や産業組合による共同販売を利用する方法もあったのである。共同販売や一年を通じて米を平均的に販売する平均売りを行うことは、農業倉庫建設の重

要な目的の一つであつた。

県農会は農業倉庫が普及し始めると、共同販売の奨励にも力を入れている。たとえば次のような共同販売の宣伝文を各農家に配布している。

「時代はかわりました。地方商人にのみ依頼して米を売る時代ではありません。皆様は大需要地の消費団体に直接有利に米を販売することが出来る時代となつたのであります。其れは農業倉庫と県農会販売幹旋所は其の仲介となつて居るからであります。皆様は農業倉庫に米を託すると県農会販売幹旋所は御希望により東京府財団法人市場協会に平均売を僅か一石五銭の手数料で幹旋致します。——後略——」⁽¹⁾

ただし共同販売もこの引用に示されているように、県農会販売幹旋所や県販連を利用した系統出荷の場合と、産地問屋へ販売する場合とがあつた。

産地問屋へ共同販売する場合は、たいていの農業倉庫では日を決めて月一回とか二回とか定期的に行っている。そして次のような通知を各農家に出し、販売農家を募集している。

「本月十日農業倉庫ニ於テ競争入札ニ付シ直接商人ニ売却セントス、右共同販売加入希望者ハ本月八日迄申込マレタシ」⁽²⁾。

ここに見られるように産地問屋に共同販売する場合、競争入札の方法によるのが一般的であつた。先の産地問屋の話によると、共同販売から購入する時は、集荷コストがかからなかった事を考慮して、直接農民からの場合よりやや高く買ったという。従つてこの割合が大きくなれば、産地問屋が直接農民から買う場合の価格にも反映せざるをえないであらう。

次に系統組織を利用した共同販売についてみてみよう。といっても秋田県の場合、県段階の機関は、昭和三年に県販連が業務を開始するまで県農会の販売幹旋事業が代位していた。県農会は大正八年に設立された東部県農会販売所に参加していたが、大正九年に県農会独自に農産物共同販売幹旋規定を定めその事業を強化した。さらに大正一三年には東京池袋に東京穀物倉庫を設置し、東京市場における米の販売幹旋活動に本格的に取り組んでいる。そして各農業倉庫にその利用を次のように訴えている。

「本会東京穀物倉庫ハ二月十八日ヨリ業務開始ヲナシ米穀ノ保管並ニ販売幹旋ノ需要ニ応スル事ト相成候処、右ニ関シテハ夫々御督励中ノ儀ト承知セラレ候モ、尚別紙利用案内ニヨリ一層御督励ノ上可成多数利用セシメ候様御取計相成度此段御依頼候也」⁽³⁾。

この外に前記由利郡農業倉庫連合会も、昭和三年米穀共同販売規程を制定し、直接東京の消費地問屋へ共同販売を行っている。同年四月の共同販売には、本荘・西目・平沢・象潟^{きまかた}・金浦の五農業倉庫が参加し、合計三一四七俵を東京市場へ販売している。⁽⁴⁾この郡を単位とした共同販売が可能だった理由は、由利郡産米が本荘米という特殊の使用価値を持った銘柄を形成していたことによると思われる。さらに郡農業倉庫連合会では、各農業倉庫からの代表者一名によって本荘米の宣伝隊を組織し、東京へ派遣したり、農業倉庫の共同販売の方法について協議している。

こうした県や郡の機関の働きかけに応じて各農業倉庫も系統組織を利用した共同販売を行っている。西目農業倉庫では開業早々の大正一一年末から翌年四月にかけて六回にわたり県農会販売幹旋所を利用した共同販売を行っており、数量は六回で一七五俵にのぼっている。⁽⁵⁾

第2図 西目村農業倉庫共同販売計算

秋田県農会東京穀物倉庫委託販売			
本荘米4等 153俵			
大正14年3月			
○東京販売価格	1石	40円20銭……	(A)
東京倉庫販売手数料1石		10銭……	(B)
(A) - (B)		40円10銭……	(C)
(1俵当たり)			
○西目農業倉庫諸掛			
荷造諸費		28 銭	
販売手数料		5 〆	
出庫料		1 〆	
駅までの運賃		1.5 〆	
秋葉原までの運賃		37.3 〆	
火災保険		0.5 〆	
計		73.3 銭	
同1石当たり		1円83銭……	(D)
○大正14年本荘町価格3等米	1石	38円33銭……	(E)
○3等米と4等米の格差	1石	90銭……	(F)
(E) - (F)		37円43銭……	(G)
(C) - (D) - (G) = 84 銭			
1俵当たり		33.6 銭	

出所：西目村農業倉庫「事務簿」(大正14年)より作成。

業倉庫が積極的に農民を勧誘している。たとえば帝国農会は、大正一二年一〇月に各府県農会に対し政府の買上げに応募するように通達を出しているが、それが県農会、郡農会を経由して西目農業倉庫に到着し、六日後には村内の主だった農家や地主に勧誘している。しかも応募高は六五〇俵にのぼっている。⁽⁷⁾

以上見たような各ルートを通しての共同販売が、農会や各農業倉庫のねらい通りの成果をおさめ、量的にも拡大していくためには、産地問屋への販売に比べて農家にとって有利でなければならない。そこで具体的な事例から検

さらに共同販売の一類型として、米穀法の発動による政府買上げ米募集に、農業倉庫として応募する方法もあった。政府の買上げは大正一〇年から昭和四年までに新規買入れ七回、買換えが九回合計一六回にのぼっている。買入れ方法は一般に公募の形式をとったが、売買契約締結順位として「公共団体、産業組合及農業倉庫業者ノ申込ニ限リ一般ノ申込ニ対シ優先スルモノトス」と規定し、申込保証金に關しても「公共団体、産業組合及農業倉庫業者ニ在リテハ之ヲ要セス」とあるように、産業組合や農業倉庫業者からの買入れを優先していた。⁽⁶⁾このためもあつてか、秋田県では農会と農

第17表 平沢・亀田農業倉庫共販成績（1俵当たり）

（単位：円）

	大 正 13 年 産 米			昭 和 3 年 産 米		
	平 沢 共 販 価 格	亀 田 共 販 価 格	本 荘 市 場 価 格	平 沢 共 販 価 格	亀 田 共 販 価 格	本 荘 市 場 価 格
11月	16.12	16.07	15.87	-	11.90	11.49
12月	15.64	15.56	15.53	10.85	11.20	10.98
1月	15.38	15.35	15.20	11.19	11.17	11.01
2月	15.39	15.06	15.20	11.10	11.30	11.00
3月	15.48	15.45	15.53	11.16	11.52	11.19
4月	15.80	15.77	15.67	12.00	11.81	11.59
5月	15.76	15.78	15.77	11.41	11.75	11.44
6月	16.46	16.45	16.27	11.42	11.73	11.57
7月	18.04	18.09	18.04	11.41	11.69	10.98
8月	18.18	18.45	18.60	10.95	11.29	11.11
9月	17.65	18.05	17.93	10.34	10.51	10.59
10月	-	17.52	17.73	-	11.60	11.75
平均	16.34	16.47	16.45	11.08	11.45	11.22

注. 西目村農業倉庫「事務簿」（昭和6年）より作成。ただし、大正13年本荘米市場価格は『秋田県米穀検査成績』による。平沢共販価格は諸掛りを差し引いた農民手取り価格。

討してみよう。第二図は西目農業倉庫の共同販売の例である。この県農会東京穀物倉庫への委託販売の例によると、産地商人へ本荘価格で売った場合よりも一石につき八四銭、一俵につき三四銭程度の利益があったことになる。また第17表によれば平沢農業倉庫および亀田農業倉庫の共同販売の価格と本荘価格を比べると、いずれも本荘価格と同等もしくはそれを上回っている。農家の庭先価格は当然本荘価格よりも低いであろうから、ここでも共同販売は有利な販売条件で行われていると言つてよい。県販連では東京穀物倉庫の委託販売は農家に一石につき三〇銭の利益をもたらしたと概算している。⁽⁸⁾

ただ共同販売の問題の一つは、販売契約から代金を決済し農家へ代金が支払われるまで相当の日数がかかることである。たとえば西目農業倉庫の例では、大正一一年末から一二年四月に

第18表 共同販売数量および移出数量に対する割合

	秋田県			由利郡			西目村		
	農業倉庫 移出数量	共販数量	割合	農業倉庫 移出数量	共販数量	割合	出庫数量	共販数量	割合
大正13年									
14							12,736	58	0.5
15							12,914	352	2.7
昭和2	960	203	21.1	261	43	16.4	13,727	732	5.3
3	999	270	27.0	218	59	27.0	13,214	3,061	23.2
4	1,291	363	28.0	325	98	30.1	13,161	2,830	21.5
							15,876	4,913	30.9

出所：秋田県、由利郡の農業倉庫移出数量は、第16表に同じ。共販数量は西目農業倉庫「事務簿」（昭和5年）。西目村は西目産業組合『事業報告書』による。
注：西目農業倉庫は移出数量が不明のため出庫数量とした。

かけての県農会販売幹旋所を利用した委託販売において、出荷から農業倉庫の代金受け取りまで早くて三週間、最長二カ月かかっている。⁽⁹⁾資金に余裕のない農家にとっては、代金決済に長期間を要するということは、その利用を促進する上で大きな障害であったであろうと想像される。この対策として当然仮払金の支払い等の手段が講ぜられたと思われるが、具体的なことはわからなかった。

さて以上のような農業倉庫を利用した共同販売は、量的にどのような発展を示したであろうか。具体的な数量は第18表に示される分しか判明しない。それによると農業倉庫の移出高中共同販売によるものの割合は、昭和初年には県全体で二一・二八%、由利郡では二七・三〇%であった。西目農業倉庫の場合では同じ時期に共同販売の出庫

高に對する割合は二二・三二％になっている。ただ共同販売のうち產地問屋、系統出荷、政府買上げ米の応募がどの程度の割合を示すかという事は、明らかにならなかった。ただし昭和四年一月から六月までの県販連の販売數量は、二三万俵にのぼっており、同年の県全体の共販數量の八六％に相當する。⁽¹⁰⁾このことは系統出荷がかなりの割合にのぼっていることをうかがわせるものである。

次に農業倉庫の共同販売を利用する農家の性格について見てみよう。これを直接示す資料は発見できなかった。しかし西目農業倉庫の「昭和四年度受託販売整理簿」からは第19表が得られる。それによると共同販売の利用者は一三五名で、同年の西目村以外の者を含めた入庫者四九七名の二七％になる。これは共同販売の利用者が上層の農家にかたよっている可能性があることを示しているものである。これを販売俵数によって階層区分してみると、人数では一・一〇俵層が六二人で四六％、一・一・二〇俵層は二〇人で一五％になり、下層の二階層で全体の六割を占めている。特に政府買上げ米の応募の場合、二〇俵以下の二階層で、八七人、七三％にものぼっている。これに對し上層の一〇〇俵以上層は、八人でわずか六％にすぎない。このように共販利用者は、少数販売者が圧倒的に多かったのである。次に各階層の販売俵数では、少数販売階層の割合が少ないのは当然としても、それでも二〇俵以下の二階層で一四％を占め、政府買上げ米の応募では同じく一九％を占めている点は注目すべきである。一〇〇俵以上層はさすがに三八％を占めており、また三一俵以上の中上層では民間販売の割合が高いことが特徴的である。

この一〇〇俵以上層は在村の自作地主で、村役場・農会・産業組合の役員でもあり、村のリーダー達でもある。彼らの共同販売の利用は、もちろん米販売者としての自己の利益の追求という意味が大きいと思われるが、しかし彼らの販売米を中核としながらも、その囲りに小量販売農家の米を集め、一つの販売単位にまとめ上げる機能を、

第19表 西目農業倉庫共同販売利用者数および俵数

販売俵数による階層区分	共同利用者数		うち民間販売		同政府買上米		共同販売俵数		うち民間販売		同政府買上米	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	俵数	割合	俵数	割合	俵数	割合
1 ～ 10 俵	62	45.9	15	28.3	61	51.3	411	8.0	109	4.7	409	14.5
11 ～ 20	20	14.8	6	11.3	26	21.8	324	6.3	106	4.6	422	14.9
21 ～ 30	10	7.4	6	11.3	11	9.2	266	5.2	157	6.8	297	10.5
31 ～ 40	8	5.9	6	11.3	6	5.0	295	5.7	212	9.1	215	7.6
41 ～ 50	5	3.7	6	11.3	6	5.0	228	4.4	283	12.2	287	10.1
51 ～ 60	3	2.2	6	11.3	2	1.7	168	3.3	328	14.2	114	4.0
61 ～ 70	6	4.4	0	-	1	0.8	408	7.9	-	-	70	2.5
71 ～ 80	6	4.4	2	3.8	2	1.7	465	9.0	160	6.9	152	5.4
81 ～ 90	5	3.7	2	3.8	1	0.8	425	8.3	170	7.3	86	3.0
91 ～ 100	2	1.5	0	-	0	-	185	3.6	-	-	-	-
101 ～ 200	5	3.7	3	5.7	1	0.8	693	13.5	376	16.2	200	7.1
201 ～ 300	2	1.5	0	-	1	0.8	535	10.4	-	-	250	8.8
301 ～ 400	0	-	0	-	1	0.8	-	-	-	-	330	11.7
401 ～ 500	0	-	1	1.9	-	-	-	-	416	18.0	-	-
501 ～ 600	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
601 ～ 700	1	0.7	-	-	-	-	746	14.5	-	-	-	-
合 計	135	100.0	53	100.0	119	100.0	5,149	100.0	2,317	100.0	2,832	100.0

出所：西目農業倉庫「受託販売整理簿」(昭和4年度)より算出。

共同販売は持っていたのであるといえよう。特に政府買上げ米への応募は、その機能を促進したのである。こうした共同販売の性格は、利用率が四分の一程度であったことから過大な評価はできないが、秋田県の米市場において、三〇%もの割合を占めていることから改めて注意を必要があろう。

以上のように農業倉庫は、全国的な米穀市場の構造変化に対応して、農民の販売米を一元的に集荷し流通過程を合理化するとともに、それによって産地間屋のあり方を変化させる一因を作り出した。さらに従来までは商人資本の収奪の対象であった中小農家の少量の販売米も、共同販売を通して一つの販売単位にまとめ、共同販売の利益を中小農民にまでおよぼしていったのである。

- (1) 西目農業倉庫「事務簿」(大正一二年)。
- (2) 西目村「年番会議録」(大正一二年五月五日)。
- (3) 西目農業倉庫「事務簿」(大正一三年)。
- (4) 由利郡農業倉庫連合会「事務簿」。
- (5) 西目農業倉庫「日記簿」(大正一一年九月一日、西目町農協所蔵)。
- (6) 以上政府買上げ米に関しては、大田嘉作『明治・大正・昭和米価政策史』による。
- (7) 西目農業倉庫「事務簿」(大正一二年)。
- (8) 秋田県販売組合連合会「秋田県連合農業倉庫報」第六号(昭和五年二月一日)。
- (9) 西目農業倉庫「日記簿」(大正一一年九月)から算出。
- (10) 由利郡農業倉庫連合会「事務簿」。

六 おわりに

以上大正中期以降の米穀市場の全国的な構造変化に対する生産地の対応を、秋田県由利郡と、同郡西目村の農業倉庫の事業内容を中心として検討してきた。そこで得られた結論を繰り返しをいとわず、箇条書的にまとめると次のようになる。

第一に、はじめにおいて見たように、秋田県においては東京市場の需要増大に対して、生産量の増大を上回るテンポで移出量を増加させることによって対応した。それは大正末・昭和初期の相対的高米価という有利な市場条件があつたものの、それとともに米穀検査所に指導された農会の産米改良運動によって、移出向けの米を作り出すことによつたのである。しかも産米改良運動は部落ぐるみ、村ぐるみで行われ、それ故中小農民のわずかの余剰米まで商品に仕立てられたといつてよい。この時期の産米改良は、こうした深度をもっていたのである。

第二に農業倉庫は、その利用可能な地域の販売米のか나りの部分を一元的に集荷し、従つて中小農民のわずかの販売米まで集荷したことの意味は、第一の点と同様、米穀市場の構造変化への対応として重要である。この事は、在村地主の指導のもとに、従来からの移出米の中心であつた彼らの販売米を中軸としながらも、その周囲に中小農民を含めた農民の販売米を組織し、米穀市場へ動員したことを意味するであらう。

第三に農業倉庫や産業組合の共同販売もまた同様であつた。ただ共同販売の利用者が農業倉庫の一部分であり、しかも移出米の三割程度のシェアしか占めていないが、少量の販売米の利用もみられることから、少量の販売米を一つの販売単位にまとめ上げた意味をも持っていたのである。また政府買上げ米は、農業倉庫を通して買い上げら

れ、共同販売を補完したのである。また共同販売によって米はわずかであっても高値で販売され、利用者に利益を与えたのである。

こうして産米改良にしろ、農業倉庫の利用にしろ共同販売にしろ、いずれにしても米を有利に販売する条件を中小農民にも享受する機会を与えたのであり、この時期の農会の在村地主を中心とした中小農民の組織化は、経済的利益を分け与えることによってなされたといつてよい。しかしこの事は、中小農民が組織の主体となったことを意味するものではない。それはあくまで在村地主のリーダーシップのもとにおいてである点には、留意することが必要である。

第四に農業倉庫による流通過程の合理化は、産地問屋の存在形態を変化させ、中小農民の収奪者の地位から、徐徐にでもせよ単なる手数料商人化への道をたどらせることになったと言えよう。

最後にこの時期の以上見たような農会と農業倉庫の事業は、日本資本主義の帝国主義段階の確立にともなう都市人口の増大を背景とした食糧問題に対応したものであり、農業倉庫法もまたそれに対応したといえよう。この意味で、日本資本主義は、在村中小地主のリーダーシップのもとでの農会の組織的な対応に、農業問題の解決をゆだねたということができ得るであらう。

勿論以上の結論は、秋田県由利郡という中小地主地帯での農業倉庫の事業からのものである。従つて、違ったタイプの事業内容が予想される大地主地帯での検討が必要な事は言うまでもない。

また生産を担っている農民が、以上に見てきたような農会や産業組合の指導のもとで、米穀市場の構造変化に、具体的にどのような対応をしたのかという点についての検討も必要である。

一九二〇年代の農業倉庫について

今後に残された課題としたい。

一四二

（研究員）